

忌引きについて

次の基準の範囲内において、欠席の取扱いをしないで忌引き日数として「出席しなければならぬ日数」から除く。

- (1) 一親等（両親）・・・・・・・・・・ 7日
- (2) 二親等（祖父祖母・兄弟姉妹）・・・・ 3日
- (3) 三親等（伯・叔父母等）・・・・・・ 1日
- (4) 遠距離の場合は、その往復に要する日数を加算できる。
- (5) その他同居の場合は、(1)～(2)を準用する。